

## 手 順 書

発行部署	屋内配線用ユニットケーブルの 評価手順書	電線総合技術センター
認証部		JDD(E) 0501-11
<b>適用範囲</b> 本手順書は、下記 (1)又は(2) の規格に定める「屋内配線用ユニットケーブル」の評価の手順に適用する。  (1) 日本電線工業会規格 JCS 4425 : 2015 「屋内配線用 EM ユニットケーブル」 (2) 日本電線工業会規格 JCS 4398 : 2015 「屋内配線用ユニットケーブル」		
<b>目 次</b> 1. 評価対象製品 2. 評価申請者及び製品の型式区分 3. 評価の手順 4 その他  別図第一 屋内配線用ユニットケーブルの評価手順 別表第一 屋内配線用ユニットケーブル評価に係る手数料  改廃履歴		
<b>準拠規格</b> 適用範囲に記載したとおりである。  ここで (1) は、主に EEF/F 又は CEF/F ケーブルを用いた屋内配線用ユニットケーブルであり、接地線等として IE/F 等が使用されることがある。 (2) は、主に VVF ケーブルを用いた屋内配線用ユニットケーブルであり、接地線等として IV 等が使用されることがある。		
<b>参考文献</b>		
<b>配布先</b> 認証部		

### 手続様式集一覧

様式第 J1-1A 号 (EM-UB)	評価申請書 (屋内配線用 EM ユニットケーブル)	(非連名用)
様式第 J1-1B 号 (EM-UB)	評価申請書 (屋内配線用 EM ユニットケーブル)	(連名用)
様式第 J1-2A 号 (UB)	評価申請書 (屋内配線用ユニットケーブル)	(非連名用)
様式第 J1-2B 号 (UB)	評価申請書 (屋内配線用ユニットケーブル)	(連名用)
様式第 J2-1 号 (EM-UB)	試験成績書 (屋内配線用 EM ユニットケーブル)	(共用)
様式第 J2-2 号 (UB)	試験成績書 (屋内配線用ユニットケーブル)	(共用)
様式第 J3-1 号 (EM-UB)	工場確認報告書 (屋内配線用 EM ユニットケーブル)	(共用)
様式第 J3-2 号 (UB)	工場確認報告書 (屋内配線用ユニットケーブル)	(共用)
様式第 J4-1 号 (EM-UB)	評価書 (屋内配線用 EM ユニットケーブル)	(共用)
様式第 J4-2 号 (UB)	評価書 (屋内配線用ユニットケーブル)	(共用)
様式第 J5-1 号 (EM-UB)	評価結果通知書 (屋内配線用 EM ユニットケーブル)	(共用)
様式第 J5-2 号 (UB)	評価結果通知書 (屋内配線用ユニットケーブル)	(共用)
様式第 J6-1 号 (EM-UB)	軽補正申請書 (屋内配線用 EM ユニットケーブル)	(共用)
様式第 J6-2 号 (UB)	軽補正申請書 (屋内配線用ユニットケーブル)	(共用)
様式第 J7-1 号 (EM-UB)	軽補正承認書 (屋内配線用 EM ユニットケーブル)	(共用)
様式第 J7-2 号 (UB)	軽補正承認書 (屋内配線用ユニットケーブル)	(共用)
様式第 J8-1 号 (EM-UB)	軽補正審査結果通知書 (屋内配線用 EM ユニットケーブル)	(共用)
様式第 J8-2 号 (UB)	軽補正審査結果通知書 (屋内配線用ユニットケーブル)	(共用)
様式第 J9-1 号 (EM-UB)	製造中止届出書 (屋内配線用 EM ユニットケーブル)	(共用)
様式第 J9-2 号 (UB)	製造中止届出書 (屋内配線用ユニットケーブル)	(共用)
様式第 J10-1 号 (EM-UB)	評価取得者に係る変更届出書 (屋内配線用 EM ユニットケーブル)	(共用)
様式第 J10-2 号 (UB)	評価取得者に係る変更届出書 (屋内配線用ユニットケーブル)	(共用)

## 1. 評価業務の概要

一般社団法人電線総合技術センター（以下「センター」という）が自主的に運営し実施する、日本電線工業会規格に規定された屋内配線用ユニットケーブルの評価業務のフローチャートを別図第一に示す。

## 2. 評価申請書の受付

評価申請書（EM タイプの場合は、様式 J1-1A 号（EM-UB）又は様式第 J1-1B 号（EM-UB）、VVF タイプの場合は、様式 J1-2A 号（UB）又は様式第 J1-2B 号（UB））は、センターの認証部が受け付ける。評価申請書は、表 1 又は表 2 に示す型式区分ごととする。（注 1）（注 2）

（注 1）製造設備を有さない事業者であって、当該製品の製品設計又は品質保証の能力を有する者は、製造事業者と連名で評価申請書を提出することができる。

（注 2）製造事業者が申請者の実質的な下請負先であって申請者が製品設計及び品質保証を管理する場合は、申請者と製造事業者が異なっても申請者単独で申請できる。

型式区分は、表 1 又は表 2 に示すそれぞれの要素につき定めた 1 の区分を組み合わせたものごとに 1 の型式区分とする。

ここで、型式区分とは、型式区分内の 1 の種類につき評価書を取得した場合は、同一型式区分内の当該製品はすべて評価基準に適合するとみなすものである。

表 1 屋内配線用 EM ユニットケーブル（以下「EM-UB」と表記する）の型式区分

番号	要素	区分
1	ノンハロゲン系モールド樹脂の種類	(注 3)
2	容器用ノンハロゲン系樹脂の種類	(注 4)
3	モールド部の形状と大きさ及びケーブル本数の範囲	(注 5)

（注 3）「耐燃性ポリエチレン」等、モールド樹脂の名称を記載する。

（注 4）容器を使用する場合にあつては「ABS 樹脂」「ポリエチレン」「ポリプロピレン」等容器の樹脂名称を記載する。

（注 5）モールド部の形状と大きさごとに 1 の区分とし、その区分に適用可能な最少～最多のケーブル本数を括弧書きで記載する。ここで形状と大きさは、「円筒形 D100mm φ×H10mm」「箱形 L100mm×W80mm×H10mm」のように具体的に記載する。なお、外観・構造試験等の完成品の試験は、最多のケーブル本数の試料で行う。

表 2 屋内配線用ユニットケーブル（以下「UB」と表記する）の型式区分

番号	要素	区分
4	モールド樹脂の種類	(注 6)
5	容器用樹脂の種類	(注 7)
6	モールド部の形状と大きさ及びケーブル本数の範囲	(注 8)

（注 6）「エポキシ樹脂」等、モールド樹脂の名称を記載する。

（注 7）容器を使用する場合にあつては、「ABS 樹脂」「PVC 樹脂」「ポリプロピレン」等容器の樹脂の名称を記載する。

（注 8）（注 5）と同様である。

(1) 技術管理者及び代理は、評価申請書に必要な申請書類が揃っていることを確認する。

ここで、評価申請書の 4 項に記載する「構造図」と「構造表」については、これらの事項を記載したカタログを添付することにより、その記載を省略できる。

連名で申請する場合は、連名者全員の捺印がある品質保証協定書の写しを添付する。品質保証協定書とは、連名者間で取り交わした品質に関する協定書を言う。この品質保証協定書には、下記 8 項目の内容を含むものでなければならない。

1. 目的
2. 適用範囲
3. 品質仕様の取り決め
4. 品質保証体制
5. 工程管理
6. 出荷検査
7. 原材料・部品の受入検査
8. 協定書の有効期間

- (2) 技術管理者は、申請毎に製品の評価と品質管理状況の評価を担当する検査員を指名する。
- (3) 検査員は、評価申請書の内容を確認し、不明な事項があれば申請者に問い合わせを行い、内容に変更があれば評価申請書に記録するとともに、技術管理者及び技術管理者代理に報告する。
- (4) 検査員は、評価申請書の内容についての不明事項が全て解消されたのを確認してから、表 3 に従い受付番号を取得し、申請者名、型式区分、受付年月日等を受付台帳に記載する。

表 3 受付番号

機材名	受付番号
(1) 屋内配線用 EM ユニットケーブル EM-UB	E4425-001～ (追番)
(2) 屋内配線用ユニットケーブル UB	V4398-001～ (追番)

### 3. 新規評価

#### 3. 1 製品の評価

検査員が試験成績書を確認することにより行う。ただし、海外の製造事業者の場合は、試験成績書の提出と併せ、全項目の試験をセンターの検査員が立会で実施するか又は製品サンプルの提供を得てセンターが試験を実施する。

なお、国内製造事業者であって、ヒートサイクル試験や発煙濃度試験のような、出荷製品に対して実施する試験でない特殊な試験であって、自社に試験設備がない場合は、申請書提出前にセンター等の第三者機関に試験依頼して規格に合格するとの試験結果を得て、試験成績書を完成させなければならない。

#### 3. 2 品質管理状況の評価

検査員が申請者の工場（申請書に複数の工場が記載されている場合、すべての工場）に現地審査を行い、製造設備及び検査設備が申請書記載のものと一致していて管理された状態で維持されているか、及び、工程の品質管理が申請書記載のとおり実施されているかを確認し、その結果を「工場確認報告書」（様式第 J3-1 号（EM-UB）又は様式第 J3-2 号（UB））に記録する。

なお、大規模自然災害、感染症のパンデミック及び戦争等の有事が発生し、人の移動について国や地方自治体から自粛の要請又は制限され、やむを得ず現地調査を行いたくない場合、技術管理者の判断により現地調査に代えて、書面又はリモート審査で実施することができる。

#### 3. 3 評価報告書の作成

一連の評価活動が終了した後、検査員は 3. 1 項及び 3. 2 項の評価記録を技術管理者に提出する。技術管理者は、提出された書類を確認するとともに、JECTEC 適合性評価委員会に提出する。

#### 3. 4 評価結果のレビュー及び適合の決定

JECTEC 適合性評価委員会は、技術管理者から提出された内容をレビュー（審議）し、適合、保留、不適合を決定する。

### 3. 5 評価結果の登録

JECTEC 適合性評価委員会が申請に係る当該製品の適合を決定した場合、表4に示す評価番号を付与し、申請者名、工場名、型式区分、評価年月日とともに品管理台帳に登録する。

あわせて申請書とその添付書面、試験成績書、工場確認報告書等の関係書面を件名順に一括ファイルし、それを7年間保管する。

表4 評価番号

製品名	評価番号
(1) 屋内配線用 EM ユニットケーブル (EM-UB)	JCT4425-001～ (追番)
(2) 屋内配線用ユニットケーブル (UB)	JCT4398-001～ (追番)

### 3. 6 評価書の交付又は評価結果の通知

JECTEC 適合性評価委員会が申請に係る当該製品の適合を決定した場合、申請者に申請者名、工場名、型式区分、評価番号及び評価年月日を記載した「評価書」(様式 J4-1A 号 (EM-UB)、様式 J4-1B 号 (EM-UB)、様式 J4-2A 号 (UB) 又は様式 J4-2B 号 (UB)) を交付するとともに、その写しをファイルし、それを7年間保管する。

評価書の交付を受けた申請者は、評価年月日以降、当該評価書の有効期間 (5年間) 内は、当該製品につき、評価取得者の地位を取得する。

JECTEC 適合性評価委員会が申請に係る当該製品の不適合を決定した場合は、JECTEC は申請者に不適合箇所を明示した「評価結果通知書」(様式第 J5-1 号 (EM-UB) 又は様式第 J5-2 号 (UB)) を送付するとともに、その写しをファイルし、それを7年間保管する。

### 3. 7 評価手数料

申請者は3. 6項の「評価書の交付又は評価結果の通知」を受けた後、別表第一に定める評価に係る手数料をセンターに納付しなければならない。

なお、センターの検査員が立ち会うことによって発生する旅費等の費用は、センターの出張旅費規程に定める金額 (別表第一に記載) を申請者が負担するものとする。

### 3. 8 表示

評価取得者は、評価を取得した当該製品に、容易に消えない方法で、評価番号を表示しなければならない。

### 3. 9 評価書の有効期間

評価取得者からの解除あるいは地位返上に係る通知、天災地変その他不可抗力による評価の終了がない限り、有効とする。

## 4. 更新評価

評価書の有効期間が満了する日の前1年から満了日までの間に評価の更新を行わなければならない。更新評価の申請に係る手続きは、3項の新規評価の手順を準用する。

## 5. 軽補正

### 5. 1 申請

軽補正は、同一型式区分内の変更であって、当該製品の性能に直接影響を与えない変更であり、軽補正の申請者は、変更内容を記載した「軽補正申請書」(様式第 J6-1 号 (EM-UB) 又は様式第 J6-2 号 (UB)) をセンターに提出する。

5. 2 評価から評価結果のレビュー及び適合の決定

軽補正に係る評価は、3. 1項から3. 4項の手順を準用する。なお、原則、軽補正に係る変更部分に対してのみ書面で行うものとするが、必要に応じて現地審査を実施する。実施内容の決定は技術管理者が行い、速やかに申請者に通知するものとする。

5. 3 軽補正承認書の交付又は審査結果の通知

JECTEC 適合性評価委員会が軽補正に係る当該製品の適合を決定した場合、申請者に「軽補正承認書」(様式第 J7-1 号 (EM-UB) 又は様式第 J7-2 号 (UB)) を交付する。この軽補正は、既に実施した評価の一部と見なし、その有効期間は、既に実施した評価書の有効期間のとおりとする。

申請された軽補正が、「当該製品の性能に直接影響を与えない変更」と判定できないとされた場合、その理由を記載した「軽補正審査結果通知書」(様式第 J8-1 号 (EM-UB) 又は様式第 J8-2 号 (UB)) を申請者に送付する。

6. その他

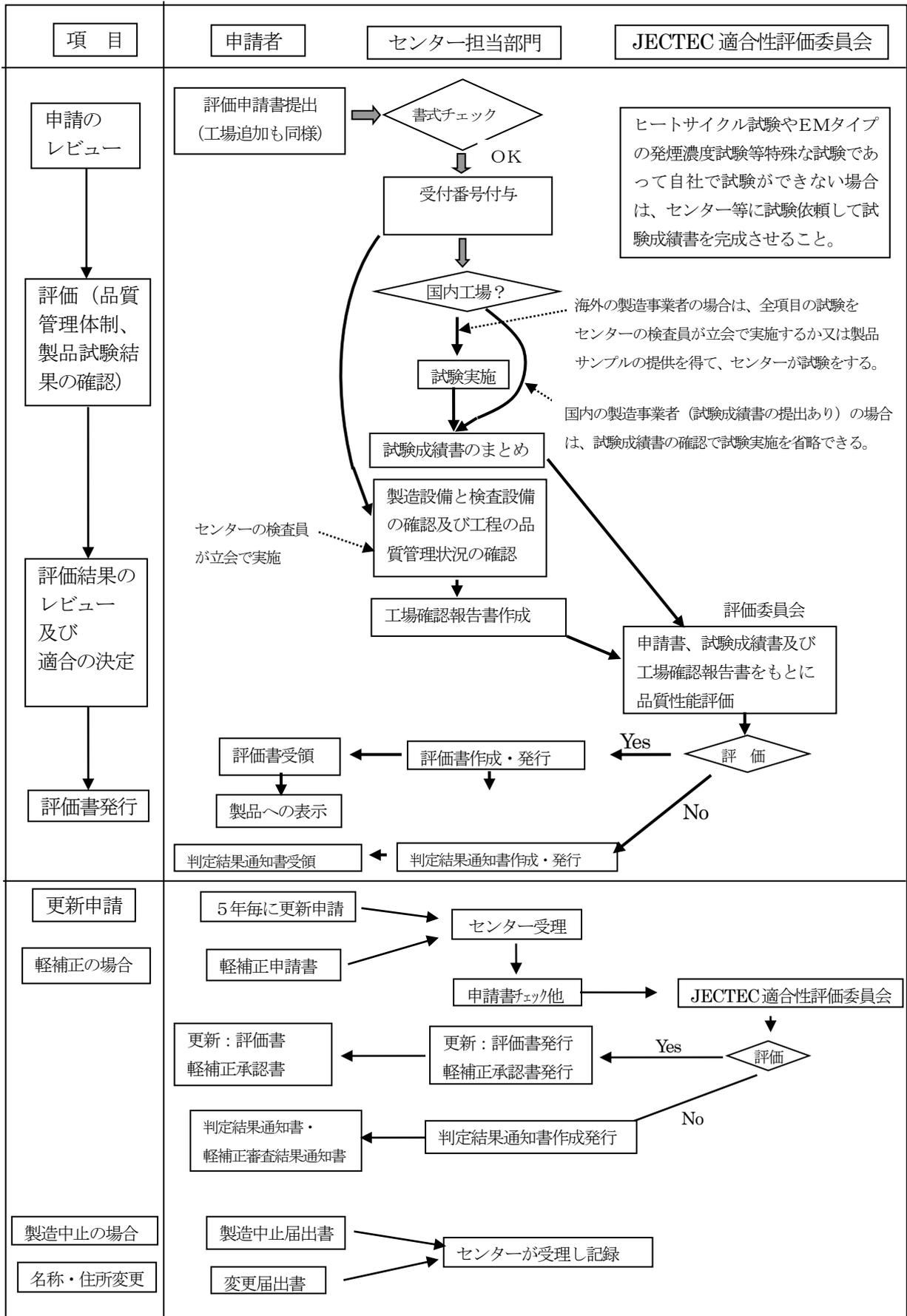
6. 1 評価を受けた製品の製造を中止する場合

評価を受けた製品の製造を中止しようとする評価取得者は、「製造中止届出書」(様式第 J9-1 号 (EM-UB) 又は様式第 J9-2 号 (UB)) をセンターに提出するものとする。

6. 2 評価取得者の名称又は住所の変更

評価取得者は、その名称又は住所を変更した場合は、「評価取得者に係る変更届出書」(様式第 J10-1 号 (EM-UB) 又は様式第 J10-2 号 (UB)) をセンターに提出するものとする。

別図第一 屋内配線用ユニットケーブルの評価手順



別表第一

屋内配線用ユニットケーブル評価に係る手数料

屋内配線用ユニットケーブル評価に係る手数料及び当該製品の試験をセンターが実施する場合の試験手数料（消費税を除く）を下記のとおり定める。

1. 評価手数料      1 型式当り      55,000 円（5 年間の評価維持料を含む）  
    （注1）4 型式以上を同時に評価申請した場合は、4 型式以上の分については  
        1 型式当たり 33,000 円（5 年間の評価維持料を含む）とする。
2. 工場審査料      立会審査（1 日当り）      90,000 円      （注2）  
    （注2）審査が1 日以内で終了する場合（前泊 or 後泊の場合を含む）の料金である。
3. 軽補正手数料      1 型式当り      22,000 円
4. 評価取得者に係る変更手数料（住所、社名、製造者名等の変更）      1 型式当り      11,000 円
5. 試験実施費用（センターが実施する場合）
  - （1）発煙濃度試験      1 型式当り      52,000 円
  - （2）燃焼時発生ガスの酸性度試験・導電率試験      1 型式当り      50,000 円
  - （3）その他の試験
    - ・125 サイクルのヒートサイクル試験      1 型式当り      170,000 円
    - ・耐荷重試験及びその後の温度上昇試験      1 型式当り      50,000 円
    - ・衝撃試験及びその後の水中絶縁抵抗試験      1 型式当り      18,000 円
    - ・難燃試験      1 型式当り      15,000 円

6. 旅費

上記 1.から 5.の料金に加えて、申請に係る工場審査のため、センターの役職員が申請者の工場に出張する場合、センターの旅費規則が定める旅費

品質文書改廃履歴

文書名：屋内配線用ユニットケーブルの評価手順書					
改定 No.	制改定年月日	内 容	承認	確認	作成
初 版	2006.05.08	(独) 都市再生機構殿向けエコマテリアルケーブルの認証業務を行うため、その手順書を作成した。	葛下	山田	山田
第一回 改 定	2008.04.18	(独) 都市再生機構殿が発行する「機材の品質判定基準」が平成 16 年度版から平成 19 年度版に改定され、エコマテリアルケーブルの品質性能評価基準も改定されたため、本手順書も改定した。	葛下	山田	山田
第二回 改 定	2010.08.20	認証試験室を試験認証部に変更した他、2 頁の「様式集一覧」の備考の記載を分かり易くした。また番号等の誤記を訂正した。	成實	山田	山田
第三回 改 定	2011.01.31	手数料 (評価手数料と工場審査料) を改定した	成實	山田	山田
第四回 改 定	2011.04.01	(独) 都市再生機構殿が 2011 年 4 月 1 日をもってエコマテリアルケーブルの評価制度を廃止したことに伴い、エコマテリアルケーブルのうちの屋内配線用 EM ユニットケーブル及び VVF を用いた屋内配線用ユニットケーブルを対象として JECTEC の自主認証制度 (評価制度) を制定した。 手順書の名称及び評価手順を変更したが、類似の制度であるため、改訂版として扱うこととした。	成實	山田	山田
第五回 改 定	2011.6.21	手順書の名称「屋内配線用 (EM) ユニットケーブルの評価手順書」から (EM) の文字を削除した。	成實	山田	山田
第六回 改 定	2011.8.22	屋内配線用 EM ユニットケーブルの評価の更新において、モールド部の使用材料に変更がない場合にあつては、「発煙濃度及び燃焼時発生ガスの酸性度と導電率」のデータとして、更新前のデータを流用できるものとした。	成實	山田	山田
第七回 改定	2015.3.6	新規の申請者の場合で複数工場を申請する場合は全工場を審査するが、新規申請者でない場合で複数工場を申請する場合は、ユニットケーブルを統括する工場のみを審査することとした。 また、軽補正申請の場合にあつては、原則として、工場審査は行わず、書面審査で対応することとした。	玉井	深谷	平田
8	2022.6.10	(1)2 項において、評価申請書の受付に係る手順を明確にした。 (2)新規認証、更新認証及び軽補正の評価に係る手順をそれぞれ 3 項から 5 項に区別して記載するようにした。 (3)記録の保管期間は、JDD 18001 製品認証機関品質マニュアルの規定にあわせ、7 年に変更した。 (4)評価申請書様式 (様式第 J1-1A 号 (EM-UB)、様式第 J1-1B 号 (EM-UB)、様式第 J1-2A 号 (UB)、			

		様式第 J1-2B 号 (UB)) に、申請に際しての同意書を追加した。 (5)試験成績書様式 (様式第 J2-1 号 (EM-UB)、様式第 J2-2 号 (UB)) に、試験年月日を追加した。			
9	2023.6.14	別表第一を見直した。	袴田	深谷	平田
10	2024.04.01	(1) 部署名の変更に伴い、発行部署、配布先及び受付部門を「試験認証部」から「認証部」へ変更した。 (2) 誤字を修正した。	佐野	深谷	平田
11	2024.06.24	(1) 3.4 項の表現を修正した (認証→適合、認証保留→保留、不認証→不適合)。	佐野	林	平田